支援金、補助金、給付金について

1. 朝霞市中・小規模支援金 (朝霞市在住事業者)

新型コロナウイルス感染拡大により朝霞市在住事業者の方は朝霞市から「中小・小規模 企業者支援金」が支給されます。 朝霞市産業振興課の依頼で、 土建組合員は組合事務所で 申請できます。

【対象】令和2年1月から令和2年12月までのいずれか1ヵ月の売上が前年同月と比較して20%以上減少した市内の中小・小規模事業者

【支給金額】10万円

2. 和光市中小企業・小規模事業者支援金(和光市で事業を行っている法人事業所)

和光市内で事業を行っている中小企業、小規模企業者で法人市民税が課税されている事業所で令和2年3月及び4月の事業所の売上が前年の3月及び4月よりも減少している事業所が対象。給付額は一律10万円となります。申し込みは和光市商工会です。

3. 志木市緊急店舗賃借料補助金(志木市内において施設等を借り上げて事業を行っている者)

緊急事態宣言期間中に支払うべき賃借料の一部を補助する制度が志木市の経済対策となります。 対象事業者は国の持続化給付金の支給決定を受ける事業者で、 市内において施設等を借り上げて事業を行っている者(個人事業主・フリーランス含む)補助率は緊急事態宣言期間中(4.5月)に係る店舗賃借料の1/4(1,000円未満切り捨て、 限度額10万円/月)申し込みは志木市市民生活部産業観光課緊急経済対策担当(志木市役所内)です。

4. 埼玉県中小企業個人事業主追加支援金(埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主)

令和2年5月12日から5月31日までの間に16日以上休業した事業所に10万円が支給されます。 埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主で2019年の月平均売り上げが15万円以上あることが要件となります。

問い合わせは中小企業等支援相談窓口 電話 0570-000-678 又は 048-830-8291

5. 持続化給付金

事業収入が前年同月比で50%以上減少した事業者に対して受けられる助成金です。 個人100万円、法人200万円(ともに最大)が返済不要で支給されます。 申し込みはインターネットでの申請だけとなります。